

議 第 3 号

令和元年6月14日提出

専決処分の報告について

令和元年度熊本市国民健康保険会計補正予算を次のように専決処分したので、報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

(提出理由)

平成30年度の熊本市国民健康保険会計において、歳出額が歳入額を上まわるため、所要の専決処分をしたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、市議会の承認を求めるものである。

令和元年度熊本市国民健康保険会計補正予算

令和元年度熊本市の国民健康保険会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,812,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 国民健康保険料		14,335,551	2,800,000	17,135,551
	10 国民健康保険料	14,335,551	2,800,000	17,135,551
歳 入 合 計		79,012,260	2,800,000	81,812,260

(歳 出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
80 繰上充用金		0	2,800,000	2,800,000
	10 繰上充用金	0	2,800,000	2,800,000
歳 出 合 計		79,012,260	2,800,000	81,812,260

(1)歳入歳出予算事項別明細書

1 総括(歳入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 国民健康保険料	14,335,551	2,800,000	17,135,551
歳入合計	79,012,260	2,800,000	81,812,260

(歳出) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
80 繰上充用金	0	2,800,000	2,800,000
歳出合計	79,012,260	2,800,000	81,812,260

2 歳 入

(単位:千円)

(款) 10 国民健康保険料					(項) 10 国民健康保険料				
目	補正前の額	補正額	計	節		説明			
				区分	金額				
10 一般被保険者国民健康保険料	14,263,841	2,800,000	17,063,841	10 医療給付費分	2,800,000				
計	14,335,551	2,800,000	17,135,551	現年度分					

3 歳 出

(単位:千円)

(款) 80 繰上充用金					(項) 10 繰上充用金				
目	補正前の額	補正額	計	節		説明			
				区分	金額				
10 繰上充用金	0	2,800,000	2,800,000	22 補償補填及び賠償金	2,800,000				
計	0	2,800,000	2,800,000						